

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 9 月 3 日

安曇野警察署長 佐 藤 幸 男

記

- 1 入札の目的 建設工事の請負契約
- 2 工事（業務）名 安曇野警察署霊安室改修工事
- 3 工事（業務）箇所名 安曇野市豊科5704-2
- 4 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次の要件を全て満たしている者であること。
 - ア 建築一式について入札参加資格を付与されていること。
 - イ 資格総合点数が820点以下であること。
 - ウ 松本地域振興局管内に本店を有していること。
 - エ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
 - オ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
 - カ 有効な経営事項審査を有している者であること。
 - キ 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2項に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- 5 工事（業務）完成期限 工事開始日（契約日の翌日）から約40日間
- 6 前金払
原則として1件の契約額が100万円（50万円）以上の工事等について、契約金額の6割の範囲内で前金払をします。
- 7 部分払
原則として、1件の契約額が50万円以上の工事等について、規則の規定による回数の範囲内で部分払をします。
- 8 関係図書等の縦覧期間及び場所等
建設工事請負（委託）契約書（案）、設計図書、入札心得及び入札説明書を令和8年9月3日（木）から令和8年9月10日（木）まで次の場所において縦覧に供します。
安曇野市豊科5704-2

9 入札の手續等

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 令和8年9月17日(木) 午後1時30分
イ 場所 長野県安曇野警察署 大会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和8年9月10日(木)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書類等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

10 入札保証金

入札参加者は、入札執行前に入札しようとする者の見積る金額100分の5以上の入札保証金を納付してください。ただし、次の各号の一に該当するときは、これを納めないことができます。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に、長野県を被保険者とする入札保証契約を締結し、かつ、当該保証保険契約書を提出して所長の確認を得たとき。
- (2) 入札参加資格を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと署長が認めたとき。
前各号の一に該当する者が落札した場合において、当該落札者が契約を締結しないときは、納めさせないこととした金額に相当する金額を納付してください

11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者の入札した入札書
- (2) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (3) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (4) 金額を訂正し、訂正印のない入札書
- (5) 記名、押印のない入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (7) 工事(業務)費内訳書を提出しない者が入札した入札書、又は未記入など不備がある工事(業務)費内訳書を提出した者が入札した入札書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

12 債務負担行為 無

13 契約書作成の要否 必要とします。

14 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを

問わず、見積った総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

15 入札金額の内訳書について(法改正〔R7. 12. 12〕付けに伴う内訳書記載内容の変更)

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は記載例を参考に材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。(工事費内訳書は参考資料とし、既存様式の欄外での明示又は別様式による提出でも差し支えありません)

なお、必要な内容の記載がない場合は、11(7)の取扱いとし「入札書の無効」となりますので、ご注意ください。

16 労務費ダンピング調査の実施

本工事は労務費ダンピング調査の対象工事です。工事費内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行います。

ア 理由の確認方法：書面

イ その他：書面の様式については別途連絡します。書面の提出を行わない場合など、理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合があります。

17 その他

- (1) 詳細は入札説明書及び仕様書によります。
- (2) 現地調査を希望する場合には、事前に安曇野警察署会計課に連絡してください。

安曇野警察署
